

下水道工事に起因する被害発生予想箇所事前調査要綱

（ 要綱の適用 ）

下水道工事に起因して被害の発生が予想される箇所の事前調査は、この要綱に基づき、監督員の指示に従って行う。

（ 調査範囲 ）

事前調査の範囲は、工事の規模及び工法、付近の地盤等を勘察して定め、監督員の承諾を受ける。

（ 調査内容 ）

受注者は、調査会社に委託して、調査範囲内で被害の発生が予想される箇所を実地検分し、建物等被害予想見取図の作成及び記録写真の撮影を行い、「事前調査報告書」を作成して、監督員に提出する。

（ 留意事項 ）

事前調査は、次の事項に留意して行う。

- （ 1 ） 他人の土地又は家屋への立入りは、予め当該土地又は建物の所有者又は占有者に連絡し、その承諾を得た日時に行う。なお、立入りを拒否された時には、監督員に連絡し、その指示に従う。
- （ 2 ） 立入りにあたっては、身分を示す証明書や腕章等を携帯し、関係者の請求があった時には、これを提示する。
- （ 3 ） 記録写真の撮影には、可能な限り、関係者の立会を求める。
- （ 4 ） この要綱に基づき撮影した記録写真は、工事に起因して被害が発生した場合の補償費の算定資料以外に使用してはならない。

（ 作成要領 ）

- （ 1 ） 「事前調査報告書表紙」
工事発注年度及び工事件名、受注者名を記入する。
- （ 2 ） 「事前調査一覧表」
事前調査を取りまとめて、次の要領により記入し、作成する。
 - 1) 整理番号は、調査物件の一連番号とする。
 - 2) 所有者の住所及び氏名、店舗・住宅等の別を記入する。
 - 3) 記録写真及び建物等被害予想見取図、建物等調査図、建物等調査表又は井戸調査表との照合が容易なように整理する。
 - 4) 調査を拒否された場合にも、その旨を記入する。
- （ 3 ） 「調査位置図」
住宅地図等で調査箇所がわかるようにする。

(4) 「建物等調査図」(様式 - 2)

被害発生予想箇所を、平面図及び立面図等で明示すると共に、記録写真との照合が容易なように整理する。

(5) 「建物等調査表」(様式 - 3)

家屋及び工作物に被害が生ずる恐れのある場合には、記録写真を撮影し、次の要領により建物等調査表及び建物等被害予想見取図を作成する。

- 1) 整理番号は、調査箇所の一連番号とする。
- 2) 現地調査した者の氏名を記入する。
- 3) 記録写真を添付する。

(6) 「井戸調査表」

井戸の被害が予想される場合には、記録写真を撮影し、次の要領により井戸調査表を作成する。

- 1) 整理番号は、調査する井戸の一連番号とする。
- 2) 現地調査した者の氏名を記入する。
- 3) 井戸の所有者及び利用状況、諸元を記入する。
- 4) 15 項目の水質分析試験を行う。
- 5) 記録写真を添付する。

(7) 「記録写真」

家屋及び工作物に被害が予想される場合には、特に次の点に留意し、被害予想物件の全体及び被害予想箇所について写真を撮影する。

- 1) 調査時点で既に発生している損傷及び傾斜、沈下等は、詳細に撮影する。
- 2) 調査時点で既に発生している亀裂等は、詳細に撮影すると共に、その箇所及び状況を建物等調査図に記入する。
- 3) 土台及び基礎等については、損傷の有無に拘らず撮影すると共に、レベル調査を行う。
- 4) 狭い通路や建物が近接している箇所等の工事においては、特に詳細に撮影する。

(調査資料の保存及び期限)

(1) 事前調査資料の提出

製本 1 部及び CD R 1 枚を監督員に提出する。

(2) 事前調査資料の保存

上記資料は 10 年間保存する。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日以降契約する工事から適用する。